

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告について

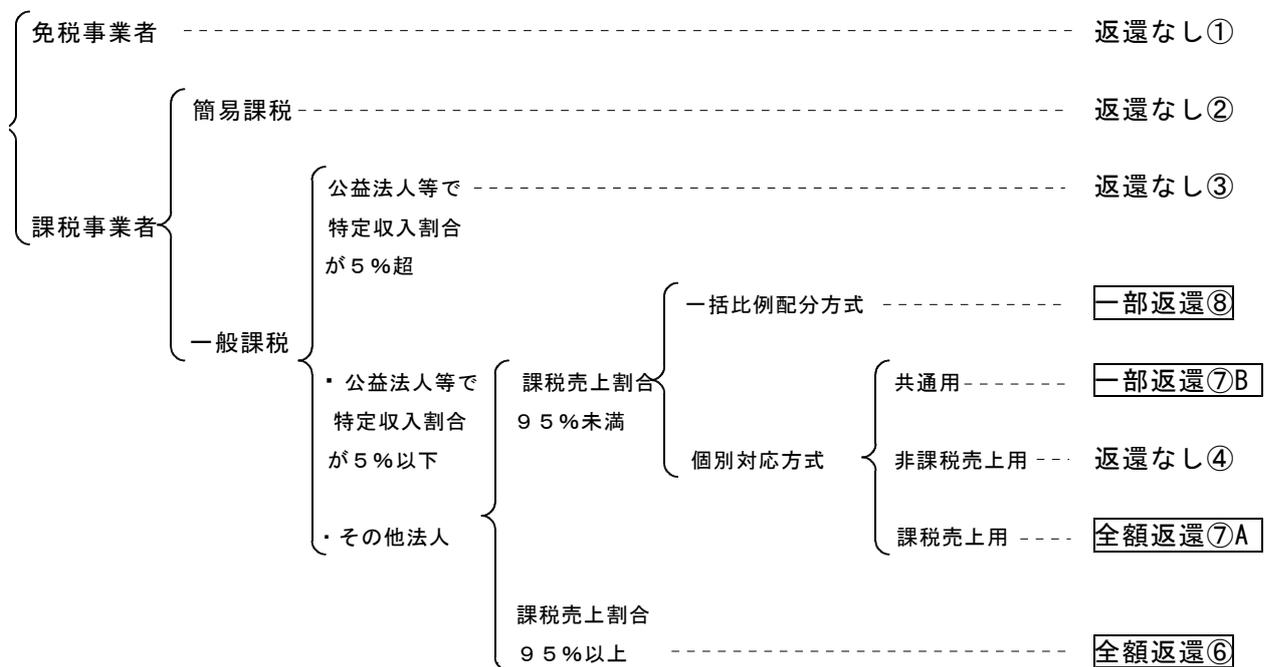
補助金により施設等を整備した場合には、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、その額を速やかに知事に報告のうえ返還する必要があります。

○返還の条件

補助対象経費にかかる消費税について仕入税額控除を行っていること

※以下のいずれかに当てはまる場合には控除していないので返還金は生じませんが、報告は必要です。

- ①消費税の申告をしていない(課税売上高 1,000 万円以下)
- ②簡易課税方式により申告している。
- ③特定収入割合が5%を超えている。(社会福祉法人など消費税法別表第三に掲げる法人のみ)
- ④補助対象経費にかかる消費税を個別対応方式において、「非課税売上」にのみ要するものとしている。



○返還額の計算方法

消費税の申告の方法に応じて次のいずれかによる。

⑥課税売上割合が95%以上の場合

$$\text{補助金額} \times 5 / 105 = \text{返還額 (円未満切り捨て)}$$

⑦個別対応方式

AとBの合計額

A 課税売上」にのみ要する補助対象経費に使用された補助金

$$\text{補助金額} \times 5 / 105 = \text{返還額 (円未満切り捨て)}$$

B 課税売上」と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金

$$\text{補助金額} \times 5 / 105 \times \text{課税売上割合} = \text{返還額 (円未満切り捨て)}$$

⑧一括比例配分方式

$$\text{補助金額} \times 5 / 105 \times \text{課税売上割合} = \text{返還額 (円未満切り捨て)}$$